

一般社団法人京葉食品コンビナート協議会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人京葉食品コンビナート協議会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を千葉県船橋市高瀬町 11 番に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、京葉食品コンビナートに進出した企業が充分なる意思疎通のもとに協力して、社員相互の利害の調節を図るとともに、地域社会の健全な発展を目的とする事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(推進体制)

第 4 条 この法人は、農林水産省が施行する「食品工業団地形成促進要綱」(以下「要綱」という)に則り推進する。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉施設に対する食品の援助を行うこと。
- (2) 地域社会が行なう行事等に参画又は協力を行うこと。
- (3) 食品コンビナートの用地、海面の利用に関する調整を行うこと。
- (4) 環境保全、労働問題、福利厚生その他共通の利害に関する対策及び調整を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業を行うこと。

2 前項の事業については、千葉県において行うものとする。

(公 告)

第 6 条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第7条 この法人の社員は、京葉食品コンビナート用地内で食品関係の事業を営む企業並びに京葉食品コンビナートの形成に関与した企業とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に一般社団・財団法人法という）上の社員とする。

2 この法人の社員は要綱を遵守するものとする。

(入 会)

第8条 社員として入会しようとする企業は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを当該企業に通知するものとする。

(経費等の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、別に定める会費規程に基づき、入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 社員である企業が解散したとき。
- (3) 2年間以上会費等を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があつたとき。

(退 会)

第11条 社員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、

社員の半分以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その社員に対し、その旨を通知するものとする。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 社員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れる事ができない。

2 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費(臨時会費を含む)及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (5) 社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第2項の

書面に記載した社員総会の目的事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 16 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 17 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 20 条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、社員として表決に加わることは出来ない。

(書面表決等)

第 21 条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって決議することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のなかから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 6 名以上 10 名以内

監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、理事の中から副会長 2 名、専務理事 1 名を選任することができる。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 会長は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、何時でも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第 23 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解 任)

第 28 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 29 条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、社員総会の議決により支給総額を決めるものとする。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証する事、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事

会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 31 条 この法人は、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の一般社団法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、外部理事又は外部監事との間で、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 2 節 理事会

(設 置)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(権 限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的事項の決定
- (2) 規則の制定、改廃
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選任及び解任

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として加わることはできない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事若しくは監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第 5 章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第 42 条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、別に定める経理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び収支計算書類並びにこれらの付属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

(会計原則等)

第 45 条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣例に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、別に定める経理規程によるものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、社員総会において、総社員の過半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(解 散)

第 48 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号から第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の過半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(剰余金の処分制限)

第 49 条 この法人は、社員に対し剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 50 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 51 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、別に定める委員会規程によるものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。但し、第1号及び第2号を除き、第3号から第9号までの備え置き期間は5年間とする。

- (1) 定款
- (2) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
- (3) 社員名簿
- (4) 理事及び監事の名簿
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業報告書及び収支計算書等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

一般社団法人 京葉食品コンビナート協議会 定款 改訂履歴

改訂日	条文番号	改訂前条文	改訂後条文
平成26年5月23日	第4章 役員等及び理事会 第2節 理事会 第40条（議事録）	理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した構成員のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。	理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
平成28年5月20日	第1章 総則 第3条（目的）の後に 第4条（推進体制） として右記の文言を追加 （以後の条文番号を繰下げ）	—	この法人は、農林水産省が施行する「食品工業団地形成促進要綱」（以下「要綱」という）に則り推進する。
	第1章 総則 第6条（法人の構成員）を第7条とし、後に2項として、右記の文言を追加	—	2 この法人の社員は要綱を遵守するものとする。